

第 17 回 長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成 20 年 10 月 27 日 (月) 午後 3 時～

ところ 長野市役所 第二庁舎 10 階 講堂

質疑応答

(1) 平成 22 年度以降の住民自治協議会に対する市の財政支援策等の概要について (案)

① 一括交付金について

Q1. 人件費の予算化についてはありがたいが、事務量の多い少ないに関係なく地区に一律に 100 万円を交付するのはどうかと思う。

A1. → 地区の規模に大小はあるが、基本な部分については担保しなければならない。100 万円程度はどの地区でも必要である。なお、活動費と人件費に分けているが、残った人件費を活動費に充てることも、活動費の中で不足分の人件費を確保することも可能である。一括交付金の補助額を明示したもので用途は住民自治協議会で決めることができる。

Q2. 選択事務のほとんどが住民サービスの面から必要な事業だと思う。多くの選択事務を行った住民自治協議会は、事業費がかかり新しい事業が行えず、本当にやりたい事業ができるのか心配である。

A2. → 選択事務は、地域の重要性、緊急性から順に行っていただきたい。現在のやり方のまま行えば事業費が不足することも考えられる。住民自治協議会で精査して、事業計画を立てるときに必要性に鑑みて、新たな課題への対応が喫緊の課題であれば、そこに重点を置いて行っていただきたい。

Q3. 今までのずくだし支援事業交付金では、8 割が交付金、2 割が地区負担であったが一括交付金制度になるとどうなるのか。

A3. → 一括交付金制度は、100%補助で、あとは自主財源の中でさらなる資金の確保を考えている。

Q4. 人件費について「今後、支所のあり方を含めて詳細を検討していく」とあるが、支所の規模を縮小する方向で検討するのか、もう少し補強する方向で検討するのか。

A4. → 支所そのものは、当面は、地区活動支援担当を中心に住民自治協議会の事務局を担い、支援していくが、将来においては支所の職務そのものに戻る。更に支所が支援を強化するという事は今は考えていない。

Q5. 自主財源を確保しない地区があっても認められるということか。

A5. → 今回の 3 つの財政的支援だけでやっていくのもひとつの考え方。今すでにずくだし支援事業交付金で 2 割分を区費などから集めていれば平成 22 年度からはなくしてしまうのか、プラスしてよりよい活動にしていくか地区で決定してもらおう。

Q6. 平成 22 年度の予算的な問題も各部会で考えていかなければいけない。地区に交付する一括交付金の金額を示して欲しい。

A6. → 各地区に交付する具体的な交付額については、この審議会において方針を了承してもらい、ただちにそれぞれの住民自治協議会の会長もしくは区長あてに、数字を内示したいと考えている。

Q7. 一括交付金の算定の中にはこれまで設立している住民自治協議会の活動費の使い方が反映さ

れているのか。

A7. →市の方針として先に設立した地区とこれから設立した地区に交付額の差が出ることはしない。まずは統一の基準でスタートし、その後、自治が進行して費用的なことをどのように取り扱うかは、それぞれの機に応じて審議会で審議してもらうことだと考えている。

Q8. 地域公民館の活動は、活動費が一括交付金に含まれて交付されると予算配分などで今までやってきた独自の活動が制限される可能性がある。その担保は大丈夫なのか。

A8. → 自主的に地域の特性に合った活動を検討する中で、活動費は、住民自治協議会の協議の中で適正に配分されると考えている。

Q9. 地域公民館の活動費は、過去の実績に基づいて、予算編成時にある程度枠を設けると解釈しているが違うのか。

A9. → 住民自治協議会で予算編成時にどのように配分してくか考える必要がある。

Q10. 人件費を 100 万円とする根拠を教えてください。

A10. → 地域福祉ワーカーの人件費が 100 万円で、それを参考にしている。3,300 万円のずくだし支援事業交付金は平成 21 年度で廃止なので、本来は減額していくものであるが、とても重要な部分であるのでこの金額を残しながら新たな制度設計をした。

要望

1. 繰越金が多くなった場合は返還することになっているが、住民自治協議会の実績に応じて交付金が増減できるようなことも今後考えてもらいたい。
2. 地域公民館の活動は、活動費が予算に組み込めないことで活動し辛くなることが懸念される。課題として捉えてもらいたい。
3. 人件費について、非正規雇用等の問題がある中で、安定した一定の対価が保障された上で、住民自治協議会を支えていくことも加味して検討してもらいたい。

②地域のやる気応援補助金について

Q11. 新しい事業となると 1 地区 100 万円ではできないと思う。100 万円とした根拠を聞きたい。

A11. → 現在、地域振興課で行われているまちづくり活動支援事業補助金の限度額と同じにした。地域振興課の場合、年々補助率を減らし、自立していく形を取っている。詳細は今後詰めていく。

Q12. 100%補助ということによいか。

A12. → ソフト事業については、基本的に 100%補助できるものと考えている。ハード事業で物を買うような場合は 100%というわけにはいかないと思うが今後検討したい。

Q13. 10 地区に絞る考え方に疑問を持つ。

A13. → 上限の 100 万円ですべて交付したとすると 10 地区という考え方。50 万円であれば 20 地区。1,000 万円という予算の枠の中で考えてもらいたい。

Q14. 何を目的としているのか。地域間で競争とならないような補助金の形についても検討してほしい。

A14. → いろいろな地区がエントリーできる自由度と一括交付金では賄いきれない新たな事業に取り組んでいきたいという住民の意欲を大事にしていく制度としたい。制度の細かなところは、まちづくり活動支援事業補助金を参考にしながら制度設計していかなければいけないと考えてい

る。

(2) 長野市立公民館の指定管理について

Q15. 指定管理にするといくらコストが削減されるのか、試算はあるのか。

A15. → コスト削減に関する試算は特にしていない。指定管理者制度を検討する中で、コスト削減を全面的に考えているものではないことを理解してもらいたい。

Q16. 指定管理者制度は住民自治協議会のみを想定しているとあるが、要するに民間業者を入れないということか。

A16. → 住民自治協議会が指定管理者制度の受託者として想定している。民間業者は考えていない。

Q17. 市立公民館の分館も指定管理の対象になるのか。

A17. → 市立公民館を中心に分館もセットで考えていきたい。現在、各地区において、過去の歴史の中で分館としての機能を果たしてきているという事実があるので、行政からあるべき姿を示せていない部分はある。住民自治協議会で「分館はこのようにやっていきたい」ということであれば、それを尊重し、協議していきたい。

Q18. 指定管理者制度実施要綱（案）のモニタリング、監視確認業務についてどのような観点で実施するのか。なるべく実施要綱の中に盛り込んだ方が、受け手側の住民自治協議会には参考になるのではないか。

A18→ モニタリングについては、こうした長期にわたる契約に関することなので、事前の評価、随時の評価を協定の中に入れていく。事業者自身が行う自己評価と、担当部局が行う評価を行政改革推進局でまとめて、議会へ報告したり、広く公表して、次回の改善につなげていくように考えている。

Q19. 指定管理を申請するのにタイムリミットがあるのか。

A19. → スケジュールとしては、平成 22 年度からスタートさせたいと考えているが、全地区一斉にやるという考えではなく、住民自治協議会が指定管理者としてやっていくという協議決定をしたところで次のステップに入っていくことを理解してもらいたい。

Q20. 指定管理を受ければ市職員は関わらないのか。

A20→ 指定管理をスタートした公民館には市職員は一切関わらない。ただし、社会教育法や条例に基づく公民館設置、維持管理、運営等については、専門のセクションで指導、相談等、対応していく。

Q21. 全国的な状況について教えてもらいたい。

A21. → 中核市及び先駆的に取り組んでいるところの情報収集をしている。例えば、住民自治協議会に類似した地区協議会が指定管理を受けているところがある。また、その方向で検討しているが、社会教育法に基づく公民館活動の担保をどのように求めいくか、詳細な協議をしているところもある。地方分権の流れの中で、各自治体においては活動の拠点、コミュニティ施設的な意味合いを含めて、公民館の指定管理について検討を進めている。

Q22. 運用、運営については、運営委員会なり理事会をもって、住民自治協議会の中で委員を決定し、運営していくということの良いのか。

A22. → 公民館運営審議会に代わるものを住民自治協議会の中に入れることも検討している。

Q23. 予算については、住民自治協議会から見積りを出して、市はこれに対して検討するということか。

A23. → 住民自治協議会から予算計画を提示してもらい、協議を進めていくことになる。

要望

1. 住民自治協議会の本格的な活動実施とスタートが同じなので、地域に指定管理を運営していく力があるのか十分論議して慎重に進めてもらいたい。
2. 指定管理者に引き継ぐということだが、担保とすればあまりにも弱すぎるのではないか。実施に向けて更なる現実性を見出してほしい。
3. 公民館の指定管理についてこれを扱う審議会の中で十分な議論がされていない。今回出た意見を専門の審議会に示してその結果を次の都市内分権審議会へも報告してほしい。

(3) 住民自治協議会に関する法整備について（案）

Q24. 協定は誰と結ぶのか。

A24. → それぞれの住民自治協議会の会長と長野市長との間で締結していきたいと考えている。

意見交換

1. 任意の団体と市とが協定書で締結すれば良いことである。協働に関する条例はあってもなくても良いようなことである。気持ちの問題としてつくりたいのであれば意識の問題としてつくるのは良いが法的にあまり意味はない。もう少し協働に関する条例を実質的なものにするとなれば、その前段階である住民自治協議会についても、なんらかの決まりをつくるという手もある。法律的に関わるといことは無いと思うが、意思の統一を図る条例をつくるかどうかという議論になると思う。

2. 「地区を代表する組織として…」、「最も相応しい団体と条例で住民自治協議会を定める」という2点が本当に条例にできるか疑問である。

民法上は権利能力なき社団とされるが、地区を代表する組織として認めることができるのかどうか。

協働の相手として最も相応しいという趣旨を条例に盛り込むことは可能なのかどうか。

→ 条例といっても、必ずしも法的拘束力があるわけではなく、訓示的条例もある。男女共同参画条例もその性格が濃い。そういう意味では、「最も相応しい」という言葉の使い方がどうかは検討してもらおうとしても、そういうものとしてつくることはあり得る。

3. 必須事務を担当する場合、条例の後ろ盾がないとうまくいかないというのは、如何ともしがいたい現実としてあるということか。

→ 今まで区長は、区長設置規則に基づいて、区長職に住民から選ばれ、それに基づき市長から委嘱を受けている。連合組織を廃止し、委嘱を取り止めると何の根拠もない、一住民になってしまう。区長会では、そういったことに対して何かできないかということで住民自治協議会の法的根拠を定めることに関する提言書を出した。

→ 区長に対する行政からのお墨付きといったしがらみを解いて初めて真の住民自治協議会が発足するのではないか。任意団体は任意団体で、それなりの協定なり、協約を結ぶようにしていかないと、本当の民主的な住民自治協議会は生まれない。

今後の審議会

11月20日に開催される地区代表者会議にこの案を諮りたいというのが市の考えであるが、意見を伺ってみると、「もう少し時間をかけるべきだ」、「慎重審議を踏まえるべきだ」という意見も出

た。そこで暫定案として地区代表者会議にこの案で諮ってもらい、そこで出た意見を参考として次回の審議会で議論したい。

(4) その他全般に関する意見、要望

1. 審議会の時間が短い。審議会が果たす役割が本当に重要なところに来ているのでせめて3時間は必要ではないか。
2. 現状のあり方、町のあり方が、これによって大きく変わる実感がない。もう少し若い人たちのチャンスになるような形が見えれば、もっと人が集まって、住民自治協議会が活性化していくのではないかと思う。
3. 住民自治協議会の位置付けを要綱にするのか条例にするのかは別としても、その前段で、住民自治協議会の中心になっている皆さんの行政的な形での指導ではなく、根本的な形式みたいなことや基本的なことがまったくできていない。役員など一部の人がやっていて話の中へ入っていけない状況があるような気がする。